

## 平成28年度第2回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時 平成 28 年 8 月 2 日 (火) 10:00~11:00  
開催場所 石狩市役所 3 階 庁議室  
出席者 会長：高宮則夫  
副会長：松永昭司  
委員：新海節、亀岡和子、袴田律子、中村嘉光、清野和彦、木村峰子、中川京子  
欠席者 近藤八重子  
事務局 大塚財政部長、蛭谷財政課長、青山財政課主査、高野市民課長  
傍聴者 なし

### 【開 会】

○事務局 (大塚)： 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻でございますので、只今より使用料、手数料等審議会を開会いたします。なお、近藤委員からは本日都合により欠席との連絡がございましたので、ご報告申し上げます。

### ○事務局 (蛭谷)： (新任挨拶)

本日の審議に入る前に、この審議会に諮問しております使用料手数料改定案につきまして、7月1日から31日までの1か月間、市民参加手続としてパブリックコメントを実施いたしましたので、その結果につきまして報告をさせていただきます。

○事務局 (青山)： それでは、意見募集の結果について報告いたします。意見募集期間は7月1日から31日までの1か月間を設定しました。主に、お配りしている使用料手数料改定案の資料1に関する内容について意見を募集したところです。意見募集方法は、市の広報誌、ホームページ、そして公共施設や大型スーパー等に設置しているあいボード、これは市内34箇所になりますが、そのほか改定案の内容に関わりのあるカルチャーセンターや学び交流センターにおいても広く意見を募集したところです。意見募集の結果、提出された意見はありませんでした。この旨ご報告いたします。

○事務局 (蛭谷)： それでは、以降の進行につきましては、高宮会長によりしくお願いいたします。

○高宮会長： 皆さま、おはようございます。この案件については、2回目の審議会でございます。内容については、非常に重要な、市民に直接関係のある使用料、手数料についてでございます。そして、本日は結審、いわゆる審議会が市の提案に対して承認するか否かという重要な会議でございます。皆さまには、様々な視点からのご意見を申し上げます。

なお、前回は事務局から具体的な改定内容について説明がありましたが、欠席された方もいらっしゃいましたことから、再度1項目ずつ施設ごとに改定案の内容について確認の上、その是非について審議していきたいと思っております。資料につきましては、先ほど事務局から説明のあった、使用料手数料改定案の資料1を用い、目で追いながら進めさせていただきたいと思っております。

最初にありますが、施設の使用料についてです。スポーツ広場の夜間の照明に関する使用料について、改定内容は、1時間につき現行が1,000円とあるのを1,200円に、1.2倍に増額改定するということですが、理由としては、近年の電気料金値上げが約20%出ているということを踏まえての改定案でございます。これについて、皆さんからの意見を賜りたいと思っております。

○委員 (中村)： お聞きしたいのですが、1時間あたり1,000円を1,200円とするのは、電気料金の値上げが理由ということなので、昼間の利用についても適用されるものなのでしょうか。

○事務局 (青山)： あくまでも夜間に使う照明の料金を改定する内容となります。

○委員（木村）： 電気料金というのは北電なのでしょうか。

○事務局（青山）： 今回の 20%の値上げについては、近年の北海道電力の電気料金の値上げの幅を考慮した内容となっています。

○高宮会長： 木村委員はもしかして他の電力会社であれば安いのではないかとのご意見ですか。

○委員（木村）： 電気エネルギーに関しては、自家発電等も考えられると思うので、取り入れてはどうかと考えたところです。

○高宮会長： 時代としては、再生エネルギー等の利用も考えられるところです。

○委員（中村）： 近隣の市町村でも値上げは実施しているのでしょうか。

○事務局（青山）： 電気料金の値上げによる維持管理経費の増加については、いずれの自治体においても共通の課題と考えていますが、それに伴って直接に使用料に反映しているかどうかは、施設の利用実態、他の施設とのバランスに鑑みて各自自治体がそれぞれ判断しているものと存じます。

○委員（中村）： 他の自治体で上げずに本市だけが上げているのであれば、市民からすれば納得いかない部分もあるように感じます。

○高宮会長： 参考までに、資料の 3 ページにある影響額というところですが、スポーツ広場の夜間照明の使用料を 1,000 円から 1,200 円に上げるとすれば、年間 6 万円程度の収入増が見込まれ、この増収により健全な施設維持を可能にするという試算であると考えますが、いかがでしょうか。

○事務局（青山）： 前提として、今回の値上げ幅については、電気料金の値上げ幅を考慮した内容になっておりますが、今回、スポーツ広場等の使用料の改定に際しましては、平成 26 年度において実際にかかっている管理経費に対し、現状利用者に負担していただいている使用料が適正か否かを確認した次第です。具体的には、スポーツ広場としては、資料 2 にあるとおり、4,000 円の管理コストがかかっているところ、スポーツ広場の性質上、公費負担と利用する方の負担を半分ずつとしておりますので、2,000 円が本来徴収する使用料であるという実態調査の結果が出ています。それでは、使用料を 1,000 円から 2,000 円に 2 倍に値上げするかということですが、急激な負担増となることを考慮して、所管部署との協議の結果、電気料金の値上げが維持管理経費の増加に繋がっている部分を踏まえ、1.2 倍の値上げとしたところでございます。

○高宮会長： 意見としては出尽くしたものと考えますが、これについては妥当であるということによろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： 次に、双葉小学校のカルチャーセンターにつきまして、陶芸室の使用料が 1 時間につき現行 300 円を 200 円に、これはマイナス改定となります。また、併せて 1 日につき 2,800 円を 1,800 円としております。理由としては、施設利用面積が 2 教室から 1 教室へ縮小することによる減額提案となっておりますが、これについてはいかがでしょうか。なお、改定による収入の影響額は、年間 3,000 円程度とのことです。

○委員（中村）： 値下げはありがたいことです。

○高宮会長： これについては妥当であるということによろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： 次に、紅南小学校のカルチャーセンターですが、会議室・和室・音楽室・多目的室それぞれが値上げとなります。全体として見ると、資料 3 ページにあるとおり、年間収入実績が 14 万円とあるところ、さらに 7 万円の収入増となるものです。なお、聞くところによると、1 日あたりの使用料は、開設時間に 1 時間あたりの単価を乗じて得た額の 80% で算出しているようです。長く 1 日借りれば 20% 安くなるとの設定です。改定の理由としては、他の類似する社会教育施設との整合や、維持管理コストの増加を踏まえた提案であります。これについてご意見等ありますでしょうか。

○委員（木村）： 影響額というのは、平成 26 年度の実績に単純に 7 万円がプラスされるということでしょうか。

○事務局（青山）： はい。値上げによる全ての部屋別の収入の増加分を積み上げた結果が 7 万円となります。

○高宮会長： ご意見がなければ妥当であるということによろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： 次に学び交流センターですが、資料の 5 ページです。先ほどの資料 3 ページに戻ると、平成 26 年度の実績が 54 万円のところ、35 万円が増収となるようです。その内容につきましては、研修室・視聴覚室・多目的ホールがありますけれども、1 時間につき、研修室の使用料が 100 円から 200 円と 2 倍に、視聴覚室が 200 円から 300 円に、多目的ホールが 300 円から 400 円となり、これは施設の利用状況等により個別に判断しているとのこと。改定理由として示されているものは、修繕の状況や維持管理コストの増加となっております。これにつきましては、いかがでしょうか。なお、学び交流センターは使用頻度が高いと考えてよろしいのでしょうか。

○事務局（青山）： 年間の利用実績としては、かなり多くなっております。平成 26 年度の実績によると、年間で研修室は 3,200 件程度、視聴覚室は 1,400 件程度、多目的ホールは 1,070 件程度となっております。

○委員（松永）： 修繕の内容としては、どの程度のものでしょうか。

○事務局（蛭谷）： ここの施設自体が、もともと小学校であるものを社会教育の為に利用しているということもあり、建物自体が老朽化しております。また、先に審議いただいたカルチャーセンターについても、学校施設の一部を利用しておりますが、学び交流センターについては、施設の規模自体も大きいものであり、今後の維持管理を考慮し、修繕費用を見越した上で改定案をまとめております。

○委員（松永）： カルチャーセンターの使用料改定案についても、同様に修繕費用を考慮したものであるということなのでしょうか。

○事務局（蛭谷）： 学び交流センターとカルチャーセンターについては、施設の性質が異なる部分もあり、完全に同じ方針ということではありません。学び交流センターは学校の位置付けではないため、学校施設の一部を利用したカルチャーセンターとは区別して考えているところです。

○事務局（青山）： 学び交流センターの修繕実績としては、平成 26 年までの 3 か年平均で、年間

200 万円程度の修繕を実施しているところです。

○高宮会長： 学び交流センターの管理はどこで行っていますか。

○事務局（蛭谷）： 管理は市の社会教育課になりますが、建物棟全体としては学校で行っております。なお、利用に当たっての管理エリアは区分しております。

○高宮会長： 使用料収入はどこの部署に入るものですか。

○事務局（蛭谷）： 社会教育課で収入しております。運営経費として電気料金等に充てております。

○高宮会長： いわゆる維持管理コストは、ハード面だけでなく、運営に係る経費を含めて考えているということでした。学び交流センターの使用料については、妥当であるということでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： 次に手数料についてです。資料の 6 ページになります。まずは、長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料として、新たに設定するものです。非常に専門的な内容となっております。手数料としては、主に審査に係る人件費とのことで、認定業務に係る国が示した審査時間を基に算出しております。なお、新設の理由は、基準の改正によるものとのことですが、その基準は、建築基準法を指すものですか。

○事務局（青山）： 専門的なお話になりますが、長期使用構造等にするための措置及び維持保全の方法の基準というものです。

○高宮会長： その基準の改正により、従来は新築住宅のみの制度であったものが、既存住宅の増改築をした場合についても認定申請が可能となったとのこと。質疑等あればお願いします。ちなみに他自治体はどうなっていますか。

○事務局（青山）： 基準の改正が今年 4 月 1 日からとなっており、他自治体についても、これを受け、検討し、手数料の新設をしているところもあると聞いております。制度内容について補足させていただくと、そもそも長期優良住宅とは何かということですが、耐震性・断熱構造など、省エネルギー性能について、通常の基準よりも高い水準の住宅ということになります。もともと、新築住宅について認定制度があったところ、今般の改正により既存住宅の増築や改築をした場合も、認定の対象となったことから、手数料を新設するものです。制度新設の背景としては、既存住宅のリフォームを促し、住宅の性能を向上させることで、将来、住宅を売却する際に付加価値が付くものであり、ひいては住宅の有効活用・好循環、放置空き家対策にも寄与するとされています。

○高宮会長： 認定業務に係る審査時間を基に算出したということですが、これについてはよろしいでしょうか。

○委員（中村）： 制度が新設された以上は、手数料の設定自体は仕方のないものと思います。額については、全国一律のものなのでしょうか。

○事務局（青山）： 手数料の額については、全く同じということではないですが、考え方として国が示した審査時間を基にしており、その目安となる時間に人件費単価を乗じることで算定することから、ほぼ同程度の手数料となっております。

○委員（木村）： 一般住宅が含まれているということによろしいでしょうか。

○事務局（青山）： はい。

○高宮会長： では、これについては妥当であるということによろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： 次に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定申請手数料、建築物消費性能向上計画の認定申請手数料です。これについて、内容を事務局から説明願います。

○事務局（青山）： 内容については、資料の 6 ページから 7 ページまでにかけてですが、6 ページに示す内容については住宅を新築・増築・改築する場合の手数料、7 ページに示す内容については既存住宅についてエネルギー消費性能を向上させるものであり、建物に手を加えるものではなく、例えば窓のみを高性能のものに変更する等の場合の認定申請手数料となっております。手数料新設の基となるのは、法律の施行によるものです。具体的には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律でありまして、平成 28 年 4 月に施行されております。制定背景としては、東日本大震災により、震災前と比較し、わが国のエネルギー自給率が原発の停止等を理由に減少しており、一方で、エネルギー消費量が社会の経済情勢の変化、商業施設等の大型化に伴って年々増加しております。これを受け、国が、建築物の省エネ対策を抜本的に強化しなければならないということで、同法律が制定され、認定制度が導入されました。認定に係る審査内容は、端的に言うと、エネルギーをあまり使用しなくても人が過ごしやすい環境を実現できるか否か、快適な環境を作る上で重要になってくるのが、断熱性、機密性、通気性等でありまして、これらについて国が定めた省エネ基準をクリアしているか否かを審査するものでございます。

○高宮会長： 今の内容と改定案について、ご意見等あればお願いします。

○委員（木村）： 認定手数料については、認定を希望する場合のみにかかるものということによろしいでしょうか。認定してもらわないということも可能なのでしょうか。

○事務局（青山）： はい。認定申請に係る手数料なので、認定によるメリットがある場合に申請することを想定するものであり、メリットがない場合は認定申請自体を行わないことになるので、手数料もかからないこととなります。

○委員（中村）： 手数料は、該当の市町村にそのまま収入されるものなのでしょうか。国や道へ一定割合を支払う必要はあるのでしょうか。

○事務局（青山）： 市の収入となります。

○事務局（蛭谷）： 市が手続を行う上でその役務に対する対価として徴収するものです。

○委員（清野）： 受けるメリットの部分は、市の制度ではなく、国の負担による制度によるものということによろしいですか。

○事務局（青山）： はい。国の設けた制度による恩恵を享受できるものです。

○委員（木村）： 具体的にどのような恩恵が受けられるのですか。

○事務局（青山）： メリットの一例としては、容積率の緩和の特例を受けることができます。建物を建築する場合、容積率の緩和の特例を受けると、限られた土地の中でより有効に広い面積を使い、建物を建てることのできるものです。

○事務局（蛭谷）： 花川地区のような地域ですと、土地を所有していたとしても、土地面積ぎりぎりまで建物を建てることではなくて、都市計画等により制限がかかることがあります。一定の面積、容積しか建てられないという決まりがあります。今回の制度は、熱効率の良いボイラー等を導入した場合、スペースが必要になりますが、通常のルールに比べて、その設備の設置のために用いる面積分の緩和等が受けられます。

○事務局（青山）： その他、一般住宅の場合に当てはまる場合は少ないと思われませんが、認定を受けた場合、基準に適合している住宅である旨の認定マーク、表示をすることができ、広告効果もメリットとして挙げられるものと考えられます。

○高宮会長： これについても妥当と判断してよろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： 次に、し尿・浄化槽汚泥処理手数料です。1リットルにつき5円を7円に改定する内容です。改定理由は、原価計算の結果、処理に要する経費が13.3円とされていることや、全道他市の状況を踏まえたことによるものです。これについても事務局から内容の説明をお願いします。

○事務局（青山）： 原価計算等の内容は、資料3の3ページをご覧ください。現在、1リットルにつき5円の手数料となっておりますが、実際にかかっている経費は、処理量等を勘案した経費として13.3円となっております。改定案は、全道他市の手数料の状況等を踏まえて提案するものであります。追加資料としてお配りした資料には、札幌市を含め全道他市の手数料の状況を、本市と比較可能な形でお示ししております。それぞれ設定の仕方はさまざまですが、1リットルあたりの単価として換算すると、平均で6.686円となり、約7円という結果が出ております。今回、現行5円である手数料を、原価計算の結果である13.3円を踏まえていくらに改定するかということですが、その判断基準を全道他市の平均単価に求め、設定したものです。平成26年にも全面的な改定を行っておりますが、前回改定から3年を経過しており、基本方針でもお示ししておりますとおり、時間の経過に伴って、本来設定すべき金額と乖離を生じてしまうことから、今回の3年に1度の見直しのタイミングで改めて検討しました。今回改定せずに先延ばしとした場合、3年後のタイミングで急激な手数料の値上げが懸念されるものであり、そういった状況等を踏まえて提案に至ったものであります。

○高宮会長： 資料の3において、原価計算が13.3円ということであり、それと全道他市の状況を勘案して7円としたとのことでした。改定案の4ページの手数料のところ、平成26年度収入実績が3,500万円であるところ、今回の改定により1,400万円程度の増加が見込まれることとなります。しかし、実際は、これでも原価相当分を賄い切れるものではないようです。

○委員（木村）： 近い将来水洗化になりそうなところはないのでしょうか。

○事務局（青山）： 近時の人口減少社会という状況下を踏まえますと、現状としては、利用者人数やコストの状況等を勘案した結果、今回の改定案の内容に至っております。

○事務局（大塚）： これにつきましては、最初、市議会に手数料の見直しを検討している旨を報告した際に、影響が大きい部分であるので、充分慎重に審議を重ねるようと言われていたところがございます。現状を申しますと、現在1億円程度の費用がかかっているところ、これは、バキューム車の運搬費用、厚田の衛生センターにおける処理や海への放出に係る費用として1億円弱の経費を要

しているものですが、実際の手数料収入は 3,500 万円程度であり、手数料で賄っている部分は経費の 3 割程度しかないという現状がございます。更に、し尿浄化槽を活用している方も年々少なくなってきたという状況を踏まえ、今後ますます単価は上がる傾向であると考えられますが、大きく引き上げることはできないことから、全道他市の状況との比較を含めて、今回の提案に至ったものでありますことをご理解願います。

○高宮会長： 全道いずれの自治体も同様の課題を抱えているものと思います。今回の改定案については妥当と判断してよろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： これをもって、予定されていた使用料及び手数料の改定案に係る審議は全て終了しました。全体として何かご意見等あればお願いします。

意見がないようですので、諮問された内容について、本審議会においては、改定案について全て妥当であると答申したいと思います。よろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： この後、答申の予定となっておりますが、事務処理等に時間を要しますので、答申については、私にご一任いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： それでは、そのようにさせて頂くことといたしまして、本日の審議は終了したいと思います。皆様のご協力に感謝申し上げます。一度事務局に進行をお返しいたします。

○事務局（虻谷）： 委員のみなさまにおかれましては、ご審議賜り誠にありがとうございました。本日審議会においてご了解いただきました内容を踏まえ、今後の予定につきましては、12 月に予定しております、第 4 回市議会定例会におきまして、今回の改定内容を盛り込みました、使用料手数料の関連条例の改正案を提案させていただく予定となりますので、ご承知頂きたいと思っております。

○高宮会長： ありがとうございます。その他に事務局から何か報告等ありましたらお願いします。

○事務局（青山）： 会議次第の 4. その他になりますが、いしかり市民カードの再交付手数料の廃止についてご説明いたします。本日配布した資料をご覧ください。

（資料説明）

ご説明したとおり、証明書のコンビニ交付サービスの開始並びに自動交付機の運用終了に伴う石狩市印鑑登録及び証明に関する条例の改正につきましては、8 月 1 日から 31 日までの 1 ヶ月間、パブリックコメントを実施することとなっております。よって、この条例改正に関連するいしかり市民カードの再交付手数料の廃止に係る本審議会における審議につきましては、今後パブリックコメント終了後、書面にて審議会の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○高宮会長： ただ今、事務局から説明のあった内容について、何かご質問等はありませんか。質問がないようでしたら、本日の審議については、これで終了したいと思います。よろしいでしょうか。事務局から説明があったとおり、いしかり市民カードの再交付手数料の廃止に係る審議につきましては、書面開催という形で、後日委員の皆様へご案内しますので、よろしくお願いいたします。それでは、本日はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。

議事録確定 平成 28 年 9 月 24 日

石狩市使用料、手数料等審議会

会 長 高宮 則夫